

# 川越市立霞ヶ関東小学校

## いじめ防止基本方針

令和2年4月

## 目 次

|     |                     |    |
|-----|---------------------|----|
| I   | 基本方針                | 1  |
| 1   | いじめに対する基本理念         |    |
| 2   | いじめの定義              |    |
| 3   | いじめの防止              |    |
| II  | 学校におけるいじめ防止のための取り組み | 3  |
| 1   | 早期発見                |    |
| 2   | いじめに対する措置           |    |
| III | 重大事態等               | 7  |
| 1   | 重大事態への対処            |    |
| 2   | その他の留意事項            |    |
| IV  | 他機関等との連携            | 11 |
| 1   | 教育委員会との連携           |    |
| 2   | 保護者・地域との連携          |    |
| 3   | 関係機関との連携            |    |
| V   | いじめ防止年間指導計画（別紙）     |    |

## I 基本方針

### 1 いじめ防止に対する基本理念

- 全ての児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめの防止等の対策を強化する。
- 「いじめは絶対に許されない行為である」との考えに基づき、全ての児童生徒において、いじめをしない心を育てる。
- 学校、家庭、地域、関係機関は、いじめられている児童生徒を守ることを共通認識とし、連携していじめの根絶に努める。

基本理念を踏まえた具体的な対策の方針

- (1)児童生徒からのいじめのサインを、見逃さないようにする。
- (2)いじめが発生した場合には、迅速に組織で対応し、いじめられている児童生徒を絶対に守り通すとともに、いじめをしている児童生徒には、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (3)日常的にいじめの問題について触れ、児童生徒に、いじめを絶対に許さない態度を育てる。
- (4)いじめの問題に対し、あらゆる教育活動を通して思いやりの心を育て、全ての児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめのない学校づくりをする。
- (5)学校、家庭、地域、関係機関が、いじめ問題についての情報を共有するとともに、連携していじめの防止及び早期解決に努める。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる

- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
  - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
  - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
- いじめを認知する際の方針
- (1) 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にならないよう、いじめられた児童生徒の立場に立って行う。また、いじめの認知については、複数の教職員による組織（学校いじめ対策委員会等）をもって行う。
  - (2) けんかのように見える場合であっても、当該児童生徒の人間関係等を考慮し、判断する。
  - (3) いじめられている児童生徒の中には、自分が被害者である自覚がない場合があるが、聴き取り調査等でいじめの事実が確認された場合には、いじめとして対応する。
  - (4) いじめの事実確認においては、当該児童生徒の保護者と連携して対応する。また、地域からもいじめの問題に関する情報を積極的に収集する。

### 3 いじめの防止

児童生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができるよう、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。

- (1) 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- (2) いじめとは何かについて、具体的に列挙して目につく場所に掲示するなど、児童生徒と教職員が認識を共有する。
- (3) 道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進により、お互いの人格を尊重する態度や他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。
- (4) いじめ加害の背景に、勉強や人間関係等のストレスが要因の一つとしてかかわっていることを踏まえ、一人一人を大切にしたわかりやすい授業づくり、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。
- (5) 児童生徒が自分の存在を価値あるものと受け止められるよう、学校の教育活動全体を通じ、一人一人が活躍できる機会を提供する。
- (6) 児童生徒がいじめの問題について学び、主体的に考え、児童生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

## 具体策

- ①職員会議においていじめの定義について全教職員が共通理解するとともに年間計画を確認する。
- ②学校教育目標 「太陽の子（心豊かな子）」の育成に努める。
  - ・たくましい子・生き生きと活動する子・よく考える子・美しい心の子
- ③児童一人一人に目を向け、個々の状況を把握しながら学び方を教え、基礎的な学習内容の確実な定着と体力向上を図るとともに、思考力、判断力、表現力等の学力向上を図る。（漢字名人・算数名人・運動名人・読書名人）
- ④児童の学びあい、鍛えあう心を育てるとともに、教職員自らが学びあい、協力しあうことを通して、自らの資質向上を図る。  
(道徳、特別活動、規律ある態度の育成)
- ⑤教職員自らが人権感覚を磨き、児童の心によく目を向け、人権尊重の精神で児童に接することを通して、差別やいじめを許さない健全な人間としての心の育成を図る。（あいさつ名人）
- ⑥児童の視点に立った学校の教育環境の整備、教職員の視点に立った職場環境の整備に努め、感性を豊かにし心身ともに健全で安全な学校生活を送ることができる環境整備に努める。（掲示教育、学校園・ビオトープ、PTA・子どもサポート委員会との連携）
- ⑦学校の動く姿が保護者や地域に見えるようにし、児童及び保護者、地域との信頼関係の確立を図る。（学校だより、学年だより、各種ボランティアとの連携）

## II 学校におけるいじめ防止のための取り組み

### 1 早期発見

いじめは大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が協力し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

- (1)定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、児童生徒が日頃からいじめを訴えやすい機会や場をつくる。
- (2)生活ノートや個人面談、家庭訪問の機会を有効に活用し、日頃から児童生徒の様子や行動に気を配る。
- (3)家庭訪問や保護者アンケート調査を積極的に行い、家庭と連携して児童生徒を見守る。
- (4)地域や関係機関と日常的に連携し、積極的に情報の共有を行う。
- (5)パスワード付きサイトやSNSを利用したいじめについては、発見が難しいため、児童生徒の変化を見逃さず、教育相談等によりいじめの実態を

掴む。

具体策（報告・連絡・相談の重要性…一人で抱えない！）

①ささいな変化に気づく

- ・健康観察
- ・学習中の表情、ノートの文字、休み時間の行動、日記帳
- ・保健室での様子
- ・出授業での様子（他の教師からの情報）
- ・保護者からの相談
- ・いじめアンケート
- ・地域からの情報提供

②5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どうした）を記録し、関係職員で共有する。

- ・関係する職員で、対応を検討する組織体制をつくる。  
(校長、教頭、生徒指導主任、学年、養護教諭等)

③教育相談日を活用する。

- ・気になる児童の保護者から協力を得て、児童の変化を把握する。

④暴力的行為や暴力を伴ういじめを目撃した場合は、速やかに止める事を最優先する。

「何がおきたか→どのような対応をとったか→生徒指導主任に→報告する。」  
← 指示を受ける。

⑤教育相談的対応を心がける

- ・児童の言葉を受容し共感的態度で相談を進める。

## 2 いじめに対する措置

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。その際、被害児童生徒を守り通すとともに、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。
- ・発見・通報を受けた教職員は、「校内いじめ対策委員会」で直ちに情報

を共有する。

- ・速やかに関係児童生徒から事情を聞き取り、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・校長は、教育委員会に事実確認の結果を報告するとともに、被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。
- ・指導が困難な場合、または児童生徒の生命、身体等に重大な被害が生じるおそれがある場合は、ためらうことなく、所轄警察署と連携して対処する。

(2) いじめられた児童生徒及びその保護者への支援

- ・いじめられた児童生徒から、事実関係の聴取を行う。家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ・状況に応じて、見守りを行うなど、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- ・いじめられた児童生徒に寄り添い、支えることのできる校内体制をつくる。
- ・状況に応じて、いじめた児童生徒を別室で指導する。
- ・必要に応じて、いじめられた児童生徒の心のケアのため、さわやか相談員やスクールカウンセラー等の協力を得る。
- ・解決したと思われる場合も、見守りながら経過を観察し、折に触れ必要な支援を行う。

(3) いじめた児童生徒への指導及びその保護者への助言

- ・いじめたとされる児童生徒から、事実関係の聴取を行う。いじめが確認された場合、複数の教職員、必要に応じて心理や福祉等の専門家など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ・迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。
- ・いじめた児童生徒への指導の際、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であること」を理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめた児童生徒が抱える問題、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の健全な人格の形成に配慮する。
- ・いじめの状況に応じて、特別の指導計画による指導、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ・誰かに知らせる勇気を持つよう伝えるとともに、はやしたてるなど同調する行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・全ての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

(5) ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ・必要に応じて、法務局又は地方法務局、所轄警察署と連携して対応する。
- ・ネットパトロールと連携し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ・ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組について周知する。
- ・パスワード付きサイトやSNSを利用したいじめについては、発見しにくいため、情報モラル教育の推進を進めるとともに、これらについての保護者への啓発を進めていく。

### 具体策

①初期対応チームの結成：校長、教頭、生徒指導主任、学年等による。

②ケース会議：関係職員による情報交換と支援方向の確認

校長、教頭…支援チームの結成、支援方向の確認  
 教育相談主任…支援計画の立案・ケース会議運営  
 学年…面談（保護者、本人）学級の立て直し等  
 養護教諭…保健室からの情報提供  
 教務主任…連絡調整

③校内いじめ問題対策委員会 A いじめられている児童の確認

B いじめている児童の確認

C いじめの状況の把握

D いじめの動機、背景の把握

④対応方針の決定 (1)職員への対応方針についての周知と共通理解

(2)全校をあげて組織的に対応（チームによる対応）

⑤指導・援助の実施 ①いじめを受けている児童の保護者への説明と協力依頼。

・いじめを受けている児童に対する指導・援助。

・いじめている児童に対する指導・援助。

・いじめている児童の保護者への説明と協力依頼

・周囲の児童生徒に対する指導・援助。

⑥事後対応

- いじめ、いじめられた児童の継続的な観察（保護者との連携）

III 重大事態等

1 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、同種の事故の発生防止に資するため、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行い、教育委員会や保護者に必要な情報を適切に提供する。

(1) 重大事態の定義

重大事態とは、いじめにより、児童生徒に、次のような重大な被害等が生じた疑いがあると認める場合とする。

- ①児童生徒が自殺を企図した
- ②身体に重大な傷害を負った
- ③金品等に重大な被害を被った
- ④精神性の疾患を発症した
- ⑤相当の期間（年間30日）学校を欠席することを余儀なくされた
- ⑥その他校長や教育委員会が認めるもの

※児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の日数に関わらず、学校、教育委員会の判断により、迅速に調査に着手する。

※児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

(2) 重大事態発生時の報告

重大事態が発生した場合、学校は教育委員会へ発生を報告する。その際、調査の主体が学校になるのか対策委員会になるのかを確認する。

(3) 重大事態の調査について

- ①学校は教育委員会の指導・助言のもと、重大事態の調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ②組織の構成については、学校が主体で調査を実施する場合には、学校いじめ対策委員会に、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- ③いじめ行為の事実関係を、いつ、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景や人間関係にどのような問題があったのか、学校はどのように対応したのかを客観的に速やかに明確にする。

- (4) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合
- ①事実関係の確認とともに、いじめをした生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。
  - ②いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先として調査を実施する。
  - ③いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- (5) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合
- ①児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について協議し、その上で調査を行う。
  - ②調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査が考えられる。

(自殺の背景調査における注意事項)

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その調査の在り方等については、次の事項に留意し、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考にする。

- ①背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ②在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ③死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ④詳しい調査を行うに当たり、学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針について

て、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。

- ⑤調査を行う組織については、学校においては学校いじめ対策委員会を、教育委員会においては対策委員会を基に、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であつて、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ⑥背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
- ⑦客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ⑧学校が調査を行う場合においては、教育委員会から情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。
- ⑨情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、児童生徒の自殺は連鎖の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

#### (6) 調査結果の提供

- ①調査で明らかになった事実関係を、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し適切に提供する。
- ②いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。
- ③これらの情報の提供に当たっては、学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことはし

ない。

- ④アンケートによる調査については、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。
- ⑤学校が調査を行う際、教育委員会から情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

(7) 調査結果の報告

- ①調査結果については、学校は教育委員会に報告する。(学校は「いじめ問題重大事態調査報告書」にて報告)
- ②上記の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

(8) 留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷付き、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動搖が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

## 2 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

- ・校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立する。

**【支援チーム会議…初期対応】**

校長、教頭、生徒指導主任、学年、養護教諭

**【ケース会議…情報収集・支援の方向性の確認】**

校長、教頭、教育相談主任、学年、養護教諭、教務主任

**【校内いじめ問題対策委員会…具体的な指導・援助】**

校長、教頭、生徒指導主任、生徒指導部員、学年、養護教諭

**【いじめ問題対策委員会…】**

学校関係者、校長、教頭、教務主任

- ・「校内いじめ対策委員会」の構成員については、生徒指導部会等を中心に、必要に応じて、自治会長やPTA役員、さわやか相談員、スクールカウンセラー等を含むものとする。

※昨年度、各学校で組織した、「いじめ問題対策委員会」を活用する。

※日々のいじめ問題には、生徒指導部会等で対応し、重大事案の調査や児童生徒のケアが必要な際に、自治会長やスクールカウンセラーを活用するなど、臨機応変に対応できる委員会にする。

- ・「校内いじめ問題対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応する。
- ・いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童生徒の進学・進級や転学の際、適切に引継ぎや情報提供ができる体制をとる。
- ・必要に応じて、中学校にさわやか相談員やスクールカウンセラーの参加を依頼して対応する。
- ・学校のいじめ防止基本方針やいじめ防止年間計画の作成及び実施に当たっては、保護者や地域住民の意見も参考にする。

#### (2) 校内研修の充実

- ・各学校のいじめ防止年間計画に基づき、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

#### (3) 校務の効率化

- ・教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、校務分掌を適正化するなど、校務の効率化を図る。

#### (4) 学校評価と教員評価

- ・学校評価においては、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、実態に即した目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。
- ・教員評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。

#### (5) 地域や家庭との連携について

- ・学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校だよりなどを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

### IV 他機関等との連携

#### 1 川越市教育委員会との連携

いじめ問題の早期発見・早期解決と未然防止に向けて積極的に教育委員会と連携する。

#### (1) 相談体制の整備

- ・川越市立教育センター分室（リベーラ）におけるいじめ電話相談
- ・いじめ相談電子窓口
- ・いじめ発見チェックリストの活用（川越市いじめ対応マニュアルに掲載）
- ・霞ヶ関東中学校に配置されているスクールカウンセラー、さわやか相談

員による支援

(2) 早期発見

- ・児童生徒及び保護者対象のアンケート調査結果の市教委への報告

(3) 教職員の指導力向上研修会等の活用

- ・いじめ対応マニュアルの作成と、その活用に係る研修会
- ・いじめの対応に関する教職員研修

(教頭研修会、生徒指導主任研修会、初任者研修会、5年経験者研修会等)

(4) 児童生徒の自主的な取組支援

- ・川越市教育研究会特別活動部との連携による、児童生徒が主体的となつたいじめ撲滅に向けた活動の支援（いじめ撲滅宣言等）
- ・川越市教育研究会生徒指導部との連携による、各学校の児童生徒が主体となつたいじめ撲滅に向けた取り組みの紹介（リーフレット作成）

(5) インターネットや携帯電話を通して行われるいじめの防止

- ・ネットパトロール事業
- ・いじめ対応マニュアル（ネットいじめ編）の作成及び活用に係る研修会の実施

(6) 川越市いじめ防止対策委員会（仮称）による支援

- ・いじめ防止に向けた調査研究及び施策の企画
- ・学校からのいじめの報告を受け、第三者機関として調査の実施

(7) 市教委との緊密な連携

- ・生徒指導担当指導主事による学校訪問による指導・助言
- ・校種間連携担当指導主事による定期的な学校訪問による指導・助言

2 保護者・地域との連携

いじめ問題の早期発見・早期解決と未然防止に向けて家庭、地域と連携する。

(1) 相談窓口の周知

- ・「相談窓口広報パンフレット」の配布による、相談窓口の周知

(2) 情報モラルの啓発

- ・家庭教育学級及び地域P T A総会、市P連の研修会等における情報モラルの啓発

（埼玉県警察本部サイバー犯罪対策課との連携）

(3) いじめの未然防止の広報啓発

- ・「ストップいじめ」の配布による、いじめの未然防止の啓発

(4) 学校基本方針の周知

- ・学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭

に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

### 3 関係機関との連携

いじめの内容に応じて、関係機関との連携を図り、迅速な解決と未然防止を図る。

#### (1) 警察との連携

- ・川越警察署生活安全課との日常的な連携
- ・定期的な学校警察連絡協議会での情報の共有
- ・スクールサポーターとの連携
- ・いじめ・少年非行防止撲滅啓もう活動「小江戸川越S P E C」の実施
- ・「川越市いじめ防止連絡協議会」における連携
- ・埼玉県警察本部サイバー犯罪対策課との連携による、保護者への啓発

#### (2) 児童相談所、市福祉部局及び法務局との連携

- ・「川越市いじめ問題対策連絡協議会」における連携